

神奈川県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業費補助金 Q&A (R7. 8. 29時点)

【事業全体】

No	質問	回答
1	先着順とあるが申請しても受け取れない場合があるのか。	予算の上限に達した場合、申請の受付を停止させていただき、先着順とさせていただきます。
2	対象となる事業期間はいつからいつまでか。	対象となる事業実施期間は、令和7年4月7日から令和8年1月31日までとなります。 なお、事業実施期間である令和8年1月31日までに支払いを完了してください。（支払いしたことがわかる領収書等を実績報告書に添付する必要があります。）
3	補助基準額は、1法人あたり・1事業所あたりのどちらか。	1事業所あたりの補助基準額となります。
4	人材確保体制構築支援事業と経営改善支援事業の複数メニューを実施することは可能か。その場合の補助上限額の考え方はどのようになるか。	複数メニューを実施することは可能です。ただし、それぞれのメニュー毎の補助上限額内での交付となります。
5	法人本部が一括して補助対象の取組をしているが、事業所ごとの経費をどのように計上したらよいか。	経費を按分する等の対応をお願いします。 (例) 3事業所の取組を法人が一括して実施している場合 $30\text{万円(補助対象の取組費用)} \div 3\text{(事業所数)} = 10\text{万円(補助対象経費)}$
6	それぞれの補助対象経費は明確に分かれている必要があるか。	申請の際、それぞれの費用がどの補助対象経費に該当するか明確に分ける必要があります。 なお、実績報告の際にはそれぞれの補助対象経費について領収書等の提出をお願いします。
7	交付申請後、どのくらいの期間で交付決定がされるのか。	申請書類の補正の度合いによりますが、大体1か月以内には交付決定させていただきます予定です。

【経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援】

No	質問	回答
1	「経験年数が短い」とはどの程度の期間か。	原則として、ホームヘルパーとして勤務した経験年数が1年未満の者又は3年以上訪問業務に従事していなかった者を対象とします。
2	経費はどのように算出すればよいか。	同行訪問に要した時間に応じて、基準額を実支出額として算出してください。
3	乗降介助の同行も対象となるか。	乗降介助も対象となりますが、単に運転業務を行う場合には対象となりません。
4	他事業所での経験年数を考慮する必要があるのか。	他社勤務の経験年数も考慮願います。
5	生活援助などの経験しかない場合「経験年数が短いホームヘルパー等」に該当するか。	生活援助しか経験してこなかった方が新たに身体介護を行う場合については、1年以上の勤務年数があっても、該当します。
6	施設などでの身体介護経験はあるが、訪問介護の経験はない場合「経験年数が短いホームヘルパー等」に該当するか。	「ホームヘルパー」としての経験を考慮するため、該当します。

【研修体制の構築の支援】

No	質問	回答
1	別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合も、いずれも補助対象となります。
2	オンライン研修に用いるため、新たにモニターなどを購入する場合、補助対象となるか。	補助対象となります。
4	オンライン研修を年間支払いで加入した場合、補助対象期間内であれば補助対象となるか。	補助対象期間中の費用であり、かつ支払も当該期間中に終わっている場合、補助対象となります。
5	所定労働時間外の研修に発生する経費は補助対象になりますでしょうか。	補助対象となります。
6	研修は補助対象期間内に修了する必要があるのか。	補助対象期間（令和7年4月7日から令和8年1月31日）に実施された研修であり、かつ同期間内に支払が終わっている研修が補助の対象となります。
7	研修に使用する書籍などの購入も補助対象となるか。	補助対象となります。
3	介護人材確保・職場環境改善等事業と一部補助内容が重複しているが、1事業所に重複して支給することは可能か。	それぞれの事業目的に合致しているのであれば、必要な額の限りにおいて、1事業所に重複して支給することが可能です。 例) 1事業所において、複数の職員が研修を受講する場合であって、受講に要する額が本事業の「研修体制の構築の支援」に係る補助基準額を上回っているときは、介護人材確保・職場環境改善等事業の職場環境改善事業においても、研修受講に要する費用について補助を受けることができます。

【中山間地域等における採用活動の支援】

No	質問	回答
1	都市部等で実施される合同説明会等に出展する場合の出展費等、移動以外にかかる経費についても対象となるか。	中山間地域に事業所が所在することを理由としたかかり増した経費ではないため、補助対象外となります。

【小規模法人等の協働化・大規模化の取組の支援】

No	質問	回答
1	複数の法人が協働で実施する取組が対象となるのか。	複数の法人が協働で実施する取組が補助対象となります。そのため、法人単体（同一法人内の事業所で協働で行うなど）での申請は補助の対象外となります。
2	社会福祉連携推進法人または小規模法人のネットワーク化による協働推進事業を実施している法人以外の団体等が協働で実施する取組も補助対象となるか。	社会福祉連携推進法人または小規模法人のネットワーク化による協働推進事業を実施している法人以外の団体等も補助対象となります。 次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する法人を1以上含む事業者グループが補助対象となります。 （ア）1法人あたり1の訪問介護等事業所を運営する法人 （イ）運営する訪問介護等事業所の月の延べ訪問回数が平均200回以下である法人 ※前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下である場合でも可 （ウ）運営する訪問介護等事業所の職員数が常勤換算方法で平均5人以下の法人 （エ）運営する訪問介護等事業所が全て中山間地域等に所在する法人
3	代表法人が横浜市に所在し、事業所が逗子市に所在する場合、どちらに申請すればよいか。	代表法人が政令・中核市（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市）に所在する場合は、所在する市に申請してください。 （他県に所在する場合も同様の取扱いとなります。）

【経営改善の支援】

No	質問	回答
1	毎月発生するコンサル料についても上限までは補助対象となるか。	補助対象期間中であれば補助対象となります。
2	派遣会社を活用した期間の職員に対しての人件費は補助対象となるか。	補助対象となります。ただし、紹介手数料は補助対象外となります。
3	労務管理改善のため社労士などと顧問契約した場合の費用は補助対象となるか。	経営改善を目的としたものであれば、補助対象となります。

【登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援】

No	質問	回答
1	補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。	非常勤職員や登録ヘルパーの常勤化のために必要となる経費を充てることはできますが、単純な賃上げに充てることはできません。
2	常勤化とは、正社員として雇用することか。	事業所の就業規則で規定される常勤職員として雇用されていることとなります。
3	常勤職員に支給される衣服・ユニフォーム等の購入は補助対象となるか。	補助対象となります。

【介護人材・利用者確保のための広報活動に関する支援】

No	質問	回答
1	事務員などの人材確保に係る取組は補助対象となるか。	補助対象となりません。ホームヘルパーに係る取組のみが補助対象となります。
2	人材紹介会社に対する紹介手数料は補助対象となるか。	補助対象となりません。
3	動画作成は補助対象となるか。	補助対象となります。
4	ホームページ作成は補助対象となるか。	補助対象となります。
5	求人広告は補助対象となるか。	補助対象となります。
6	就職フェアなどへのイベント出展は補助対象か。	補助対象となります。
7	訪問介護員のほか、同法人で実施する他事業を同時に掲載するものは補助対象外となるか。	経費を切り分ければ補助対象となります。